

第4回 津島市職場環境改善対策案策定委員会 議事録 要旨

日時 令和6年6月24日(月)

午後2時～5時30分

場所 市長公室

1. 津島市職員のハラスメント防止等に関する要綱の改定について

- ・要綱修正箇所の説明
- ・市長、副市長、教育長などの特別職に関しては要綱の中に入れるのは全国でも殆ど例は見られない。要綱ができた次に条例案に向けた活動に推進・前進できればよい。条例化の議論をしていく想定で、要綱により外部相談窓口を機能させていくことを優先する。
- ・要綱の修正があれば随時改定する。
- ・要綱の職員版パブコメを実施すると集約や実施までに時間がかかるので、ひとまずこのまま実施する。
- ・次回以降は特別職を含めた文案を作成し、条例を意識していく。
- ・仮に今年度中に条例化できなかった場合は、要綱を再度改定することも視野に入れる。

2. ハラスメント外部相談窓口の周知について

- ・7月1日から外部相談窓口を稼働していきたい。
- ・「ハラスメント外部相談窓口業務仕様書(案)」、「ハラスメント相談フロー(案)」、「ハラスメント相談窓口の設置について(通知)」の内容を説明
- ・内部相談窓口、外部相談窓口も相談者の同意がある場合にハラスメント対策委員会に流れるが、自動的に外部相談窓口から直でハラスメント対策委員会につながるのは現実的ではない。人事秘書課経由となっているが、人事秘書課は今後人事課と秘書課を分けるかどうかの議論があるようなので、組織変更があれば修正していく。
- ・ハラスメント対策委員会の弁護士が一人一人の意見を聞いて判断材料を提供し、その判断材料をもとにハラスメント対策委員会でのハラスメント認定を想定
- ・弁護士が入ることにより、後日事実認定が問題化される可能性が低くなる。
- ・情報公開請求で、目撃証言は開示請求に応じないのが一般的
- ・ハラスメントに携わるということは、相談に乗るということだけでなく、総合調整等を行うということである。
- ・ハラスメント相談申込書に限られた所でしかダウンロードできないのは効能が低くなるので、使い勝手を考えた表示方法を検討してほしい。
- ・1年間運用したところで、まとめて年に1回くらい活動実態について報告をするとよいのではないかと。
- ・ハラスメント対策委員会まで行かない相談案件が多く存在し、人事が相談を受けている。外部相談窓口ができてどうなるか分からないが、試行錯誤していけばよい。

3. 議事録の公開について（再協議）

- ・委員会のなかで話し合った結果、要旨をまとめる形で議事録を作成した。
- ・意思決定過程の議論になるので、すべからく掲載してしまうと決定内容と決定していない内容が混在してしまう。
- ・全文公開してしまうと、委員の活発な意見を妨げてしまうことになる。
- ・他市で同じような議事録を公開しているところがあるが、要約版で全文掲載しているところは見当たらない。
- ・細かい修正等の情報を全文掲載するとかえって議事録が読みづらく分かりづらくなってしまう。
- ・過程の中での話を掲載するかどうかについての議論は初回の委員会で実施しており、要約版を掲載していくということになった。
- ・各委員は、事務局から各回の最終要約版の内容を確認しているので、信用してもらうしかない。
- ・細かい議論のなかで専門家の観点で意見を読み取り、客観的に作成してもらっているので、何ら恣意的な部分はない。少しでもできることからという形で進めている。メンバー、委員会を信頼してほしい。
- ・要約版に重要な部分はしっかり掲載していく。

4. その他

- ・パワーハラスメントの防止パンフレットの説明
- ・6/28 に管理職向け研修を実施する。